律第10号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成26年旧法人税法」という。）第145条第１項（申告、納付及び還付等）において準用する場合を含む。）又は第144条の６第１項若しくは第２項（確定申告）の規定による申告をいう。以下同じ。）」を「中間申告」に改め、「（法第72条第１項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）（平成26年旧法人税法第145条第１項において準用する場合を含む。）又は第144条の４第１項若しくは第２項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の規定による申告をいう。以下同じ。）」を「（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」に改める。

別表四の二の表中

損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。） 損金経理をした連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。） 損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額
収益として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び特別法人税個別帰属額	収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額
受取配当等の益金不算入額（別表八の二「17」）	受取配当等の益金不算入額（別表八の二「14」）
法人税額から控除される所得税額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額（別表六の二（一）「13」＋復興特別法人税申告書別表二「６の③」）	法人税額から控除される所得税額（別表六の二（一）「13」）

に改める。

別表四の二付表の表中

外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「13」）	外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八（二）「26」）
損金経理をした法人税、地方法人税及び復興特別法人税（附帯税を除く。） 損金経理をした連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び連結復興特別法人税個別帰属額	損金経理をした法人税及び地方法人税（附帯税を除く。） 損金経理をした連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額
収益として経理した連結法人税個別帰属額、連結地方法人税個別帰属額及び	収益として経理した連結法人税個別帰属額及び連結地方法人税個別帰属額
法人税額から控除される所得税額の個別帰属額及び復興特別法人税額から控除される復興特別所得税額の個別帰属額（別表六の二（一）付表「31」＋復興特別法人税申告書別表二「22」）	法人税額から控除される所得税額の個別帰属額（別表六の二（一）付表「31」）
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（三）「40」）	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十（三）「43」）

に改める。

別表五一の記載要領第三号中「当該内書」を「その内書」に改め、同号に次のように加える。

⑸　法第64条の４第１項の規定の適用があつたこと（令第131条の５第１項第５号に掲げる場合に該当するものに限る。）又は当該法人を合併法人とする合併につき令第131条の５第13項の規定の適用があつたこと　当該事業年度終了の日における同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額に相当する金額

別表五二の記載要領第二号中「第52条」を「（平成23年法律第117号）第52条」に改める。

別表五の二一付表一の記載要領第一号中「かつこ」を「括弧」に改め、同第三号中「当該内書」を「その内書」に改め、同号に次のように加える。

⑸　法第64条の４第１項の規定の適用があつたこと（令第131条の５第１項第５号に掲げる場合に該当するものに限る。）又は当該法人を合併法人とする合併につき令第131条の５第13項の規定の適用があつたこと　当該連結事業年度終了の日における同条第10項に規定する救急医療等確保事業用資産取得未済残額に相当する金額